

平成30年度

第3回理事会議事録

と き 平成31年2月15日（金）午後2時00分

と ころ 大阪府中央区常盤町1丁目3番8号

中央大通F Nビル内

大阪府国民健康保険団体連合会 2階会議室

大阪府国民健康保険団体連合会

【出席者数】

理事 21人（うち代理出席 17人）
事務局 15人

【付議事項】

〔報告事項〕

- 報告第1号 大阪府国民健康保険団体連合会国民健康保険事業運営に関する委員会委員長報告について
- 報告第2号 大阪府国民健康保険団体連合会介護保険事業運営に関する委員会委員長報告について
- 報告第3号 大阪府国民健康保険団体連合会障害者総合支援事業運営に関する委員会委員長報告について
- 報告第4号 平成30年度大阪府国民健康保険団体連合会一般会計補正予算（第1号）の理事長の専決処分について
- 報告第5号 平成30年度大阪府国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計（業務勘定）補正予算（第1号）の理事長の専決処分について

〔議決事項〕

- 議案第1号 大阪府国民健康保険団体連合会第3期中期経営計画について
- 議案第2号 大阪府国民健康保険団体連合会における理事会議事録の公表について
- 議案第3号 大阪府国民健康保険団体連合会職員給与規則の一部を改正する規則について
- 議案第4号 大阪府国民健康保険団体連合会職員通勤手当支給規則の一部を改正する規則について
- 議案第5号 大阪府国民健康保険団体連合会事務局組織規則の一部を改正する規則について
- 議案第6号 大阪府国民健康保険診療報酬審査委員会規程の一部を改正する規程について
- 議案第7号 大阪府国民健康保険団体連合会障害者総合支援市町村等事務共同処理業務規則の一部を改正する規則について
- 議案第8号 平成30年度大阪府国民健康保険団体連合会第2回通常総会に付議する案件について

（報告事項）

- 1 平成30年度大阪府国民健康保険団体連合会一般会計補正予算（第1号）の理事長の専決処分について
- 2 平成30年度大阪府国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計（業務勘定）補正予算（第1号）の理事長の専決処分について

（議決事項）

- 1 平成30年度の各会計における繰越明許費について
- 2 大阪府国民健康保険団体連合会における総会議事録の公表について
- 3 平成30年度大阪府国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計（公費負担医療に関する診療報酬支払勘定）補正予算（第1号）について

- 4 平成30年度大阪府国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計（公費負担医療に関する診療報酬支払勘定）補正予算（第1号）について
- 5 平成30年度大阪府国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計（業務勘定）補正予算（第1号）について
- 6 平成30年度大阪府国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計（介護給付費等支払勘定）補正予算（第1号）について
- 7 平成31年度大阪府国民健康保険団体連合会事業計画について
- 8 平成31年度大阪府国民健康保険団体連合会負担金及び手数料について
- 9 平成31年度大阪府国民健康保険団体連合会一般会計予算について
- 10 平成31年度大阪府国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計予算について
 - 業務勘定
 - 診療報酬支払勘定
 - 公費負担医療に関する診療報酬支払勘定
 - 国民健康保険診療報酬支払資金貸付金勘定
- 11 平成31年度大阪府国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計予算について
 - 業務勘定
 - 後期高齢者医療診療報酬支払勘定
 - 公費負担医療に関する診療報酬支払勘定
- 12 平成31年度大阪府国民健康保険団体連合会第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業特別会計予算について
- 13 平成31年度大阪府国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計予算について
 - 業務勘定
 - 特定健診・特定保健指導等費用支払勘定
 - 後期高齢者健診等費用支払勘定
- 14 平成31年度大阪府国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計予算について
 - 業務勘定
 - 介護給付費等支払勘定
 - 公費負担医療等に関する報酬等支払勘定
- 15 平成31年度大阪府国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計予算について
 - 業務勘定
 - 障害介護給付費等支払勘定
 - 障害児給付費等支払勘定
- 16 平成31年度大阪府国民健康保険団体連合会退職金特別会計予算について
- 17 平成31年度大阪府国民健康保険団体連合会一時借入金の借入れについて

議案第9号 平成30年度大阪府国民健康保険団体連合会第2回通常総会の招集について

議 事 内 容

開会時刻 午後 2 時00分

事務局

長らくお待たせいたしました。本日はお忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

皆様おそろいのようにございますので、理事会開催の前に、お配りしております資料のご確認をお願いしたいと思います。

皆様のお席の中央に、「第3回理事会議案書」と「議案書の別冊」をお配りしております。左側には、資料1から資料4までの合計5種類の資料をお配りしております。資料の不足などがございましたら、お知らせいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

そうしましたら、少し定刻より時間が早いです、ただいまより、平成30年度第3回理事会を開催させていただきます。開催にあたりまして、理事長からごあいさつを申し上げます。よろしくお願いいたします。

理事長

ご苦労さまでございます。平成30年度第3回理事会の開催にあたりまして、ごあいさつを申し上げたいと思います。

理事の皆様には、お忙しいところ、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

平素は、本会の事業運営に格別のご理解とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨今の国保連合会をとりまく動きですが、国レベルではデータヘルス改革や審査支払機関改革など、持続可能な社会保障制度をめざして、取り組みが進められています。

また、先日、風しんの追加的対策を実施するための政省令が施行されました。抗体検査や予防接種の実施に伴う請求・支払事務等について、厚生労働省から国保連合会へ協力を要請されているところです。

本会といたしましては、さまざまな状況の変化に的確に対応し、サービスの向上や新たな提案を行うなど、会員の皆様のご期待に沿えるよう、保険者支援の充実を図ってまいり所存です。

また、保険者や本会の厳しい財政事情を踏まえ、より一層の経費の節減、効率的な事業実施による歳出削減に努めてまいります。

本日の主な議題ですが、次期中期経営計画のほか、各種規則等の改正や補正予算、並びに平成31年度の事業計画・予算など通常総会に付議する案件等について、お諮りするものでございます。

皆様方におかれましては、引き続き、ご支援・ご協力をいただきますようお願いを申し上げます。簡単ではございますが、開会のあいさつといたします。よろしくお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。

続きまして、本日の出席理事数の確認でございますが、理事総数21名中、現在出席理事は、出席指定書による出席理事を含め21名です。定足数を満たしておりますことをご報告させていただきます。

それでは、本会規約に基づきまして、これより理事長に議事進行をお願い申し上げます。

と思います。よろしくお願いいたします。

議長

それでは、ただいまから、平成 30 年度第 3 回理事会を開会いたします。

なお、本日の議事録署名人に、近畿税理士国民健康保険組合理事長、本会専務理事を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

また、出席指定書により出席の皆様も、議事に対するご質問、ご意見等ございましたら、ご自由にご発言いただきますよう、お願いいたします。

議事に入ります。まず、報告事項ですが、報告第 1 号から報告第 5 号までの 5 案件について、報告を求めます。

国民健康保険事業運営に関する委員会委員長

それでは、平成 30 年度の国民健康保険事業運営に関する委員会については、第 2 回まで開催いたしましたので、協議結果等をご報告申し上げます。

お手元の資料をご覧ください。まず 1 番目に、開催日時及び協議事項等について書いてございます。第 1 回、2 回とも記載のとおりでございますので、詳細は割愛させていただきます。

2 つ目といたしまして、協議事項の概要について。まず、第 3 期中期経営計画（案）について、第 1 回委員会にて事務局から素案の説明があり、その後、保険者からの意見等を踏まえ、第 2 回委員会では、修正した計画（案）の提案があり、これを了承いたしました。

次に、平成 31 年度事業方針（案）及び予算編成方針（案）等につきまして、第 3 期中期経営計画の基本方針に沿った事業運営を進めていくとともに、継続的な経費節減努力や、効率的な事業実施により、歳出削減に努めていくとの説明がありました。また、会員負担金及び各種手数料の本体部分については据え置きとし、10 月からの消費税等の増税に伴い、消費税等相当額を改定すること、「大阪府国保データベースシステム負担金」や「あはき療養費審査支払手数料」を新設することなどの説明がありました。そのほか、職員給与に係る地域手当率の改定など、平成 31 年度予算（案）の概要についての説明があり、いずれも了承いたしました。

続きまして、報告事項等について。第 1 回委員会では、中期経営計画の平成 29 年度及び平成 30 年度上半期の実施状況について報告があり、審査支払業務に係る査定率が、平成 29 年度は目標を上回る 0.331%となったことなどの説明がありました。また、債権譲渡に係る訴訟案件の経過報告があり、連合会の主張が認められ、勝訴となったとの説明がありました。

さらに、第 2 回委員会においては、オンライン資格確認や風しん対策、法人税課税問題などの国保連合会をとりまく諸情勢についての説明がありました。このうち、風しん抗体検査、予防接種に係る請求・支払業務を連合会が行うこと及び、法人税課税問題については、審査支払業務のさらなる高度化及び効率化のための新たな積立資産を創設できることについて、補正予算で対応する予定である旨の考え方が示されました。

理事各位におかれましては、以上の協議結果等につきまして、ご理解を賜りますよう、お願いを申しあげまして、本委員会の委員長報告といたします。

事務局

私から、報告第 2 号「介護保険事業運営に関する委員会」、報告第 3 号「障害者総合支援事業運営に関する委員会」、両委員長にかわりまして、私からご報告させていただきます。

3 ページになります。「大阪府国民健康保険団体連合会介護保険事業運営に関する委員会委員長報告」。平成 30 年度第 2 回及び第 3 回介護保険事業運営に関する委員会を開催いたしましたので、協議結果等をご報告申しあげます。なお、第 1 回の報告につきましては、平成 30 年度第 2 回理事会で行っております。

1 開催日及び協議事項等については、記載の内容でございます。

4 ページをお願いいたします。協議等の内容について。

第 3 期中期経営計画（案）について。第 2 回委員会にて事務局から素案の説明があり、その後保険者からの意見等を踏まえ、第 3 回委員会では修正した計画（案）の提案があり、これを了承しました。

2 点目です。2019 年度事業方針（案）及び予算編成方針（案）について。第 3 期中期経営計画の基本方針に沿った事業運営を進めていくとともに、継続的な経費削減努力や効率的な事業実施により、歳出削減に努めていくとの説明がありました。また、各種手数料の本体部分については据え置きとし、10 月からの消費税等の増税に伴い、消費税等相当額を改定するとの説明がありました。そのほか職員給与に係る地域手当率の改定、1 パーセント増と、2019 年度予算（案）の概要について説明があり、いずれも了承しました。

報告事項等について。第 2 回委員会では、中期経営計画の平成 29 年度及び平成 30 年度上半期の実施状況について報告があり、第 3 期介護給付適正化計画に基づく保険者との連携強化等の説明がありました。また、債権譲渡に係る訴訟案件の経過報告があり、連合会の主張が認められ勝訴となったこと及び高額障害福祉サービス等給付費支給処理の開始に向けた対応について説明がありました。

さらに、第 3 回委員会においては、介護保険審査支払等システムの過去データ削除に関すること及び法人税課税問題については、審査支払業務のさらなる高度化及び効率化のための新たな積立資産を創設できることについて、補正予算で対応する予定である旨の考え方が示されました。

理事各位におかれましては、以上の協議結果等につきまして、ご理解を賜りますようお願い申しあげまして、本委員会の委員長報告といたします。

続きまして、5 ページの同連合会障害者総合支援事業運営に関する委員会委員長報告でございます。平成 30 年度の障害者総合支援事業運営に関する委員会については、第 3 回まで開催いたしましたので、協議結果等をご報告申しあげます。第 1 回の報告につきましては、平成 30 年度第 2 回理事会で行っております。

1 開催日、協議事項については、記載の内容となっております。

2 協議等の概要について。第 3 期中期経営計画（案）について、第 2 回委員会にて事務局から素案の説明があり、その後市町村からの意見等を踏まえ、第 3 回委員会では修正した計画（案）の提案があり、これを了承しました。

2019 年度障害者総合支援事業方針（案）及び予算編成方針（案）について。第 3 回中期経営計画の基本方針に沿った事業運営を進めていくとともに、継続的な経費削減努力や効率的な事業実施により、歳出削減に努めていくとの説明がありました。また、会員負担金及び各種手数料の本体部分については据え置きとし、10 月からの消費税等の増税に伴い、消費税等相当額を改定すること、また、新たに市町村等事務共同処理手数料として、高額障害福祉サービス費等給付費支給処理手数料、高額障害児給付費支給処理手数料として、9 月審査までは 10 銭、10 月審査からは 11 銭になること等の説明がありました。そのほか職員給与にかかる地域手当率の改定、1 パーセント増、平成 31 年度予算（案）の概要について説明があり、いずれも了承しました。

報告事項につきましては、第 2 回委員会において、国保連合会障害者総合支援事業推進

委員会委員長報告について及び中期経営計画の平成 29 年度及び平成 30 年度の上半期の実施状況について報告がありました。

その他として、高額障害福祉サービス等給付費支給処理の開始に向けた対応について及び債権譲渡に係る訴訟案件の経過報告があり、連合会の主張が認められ勝訴となったとの説明がありました。

さらに、第 3 回委員会においては、高額障害福祉サービス等給付費支給処理の本稼働に向けたテスト結果の状況の報告、法人税課税問題については、審査支払業務のさらなる高度化及び効率化のための新たな積立資産を創設できることについて、補正予算で対応する予定である旨の考え方が示されました。

理事各位におかれましては、以上の取りまとめにつきまして、ご了承賜りますようお願い申しあげまして、本委員会の委員長報告といたします。

以上、代読でございます。よろしくお願いいたします。

事務局

「平成 30 年度第 3 回理事会議案」 7 ページをお願いいたします。報告第 4 号「大阪府国保連合会一般会計補正予算（第 1 号）の理事長の専決処分について」、8 ページから 13 ページに渡っております。内容としまして、大阪府健康づくり支援プラットフォーム整備等事業及び大阪府ヘルスアップ支援事業の業務委託にあたりまして、大阪府事務委託金を財源といたしまして、プログラム開発等について補正額 3,609 万 9 千円を、平成 30 年 11 月 5 日に理事長の専決処分をいただいたものとなります。

15 ページをお願いいたします。報告第 5 号「大阪府国保連合会特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計（業務勘定）補正予算（第 1 号）の理事長の専決処分について」でございます。16 ページから 21 ページに渡っております。10 月から開始いたしました後期歯科健診処理業務の取扱件数について、見込み件数を大幅に上回ることから、歯科健診事務委託料を財源としまして、パンチ料等について補正額 1,415 万 2 千円を平成 30 年 11 月 5 日に理事長の専決処分をいただいたものとなります。以上です。よろしくお願いいたします。

議長

ただいま、委員長報告及び事務局からの報告が終わりましたので、質疑に入ります。ご質問、ご意見等ございませんか。

ご質問、ご意見等ないようですので、次に議案第 1 号について、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

私からは、議案第 1 号「大阪府国保連合会第 3 期中期経営計画について」を説明させていただきます。説明は着座にてさせていただきます。失礼します。

議案書 23 ページとなります。計画（案）等の資料につきましては別途ご用意しておりますが、資料のご説明の前に、計画策定までの経緯をご報告いたします。

現在の経営計画が今年度で最終年度となることから、次期計画を第 3 期計画とし、素案及び各保険者・市町村から意見聴取を行うことについて、昨年 11 月に開催しました国保・介護・障害者総合支援、各事業運営に関する委員会で提案をさせていただきました。いただきましたご意見等については、本会の見解も含め取りまとめを行い、一部のご意見を反映し加筆・修正した計画（案）を、1 月下旬から 2 月上旬に開催しました各事業運営

に関する委員会において、ご承認をいただいたところでございます。本日は、その後本会で最終的な校正を行いまして、一部表題の修正がございましたので、その件について報告をさせていただき、第3期経営計画(案)の最終版としてお諮りをするものでございます。

それでは、恐れ入ります。資料2-1「第3期中期経営計画(案)」をお願いいたします。

おめくりをいただきまして、目次になっております。この中で、前回案からの変更箇所についてご説明いたしますと、Ⅲ「目指す方向と具体的施策」の3「具体的施策」。この1「保険者等への事業運営の支援」の中の1-3「介護給付適正化事業、障害者総合支援事業等への支援」と表記をしております。前回案では、介護保険課での施策については、1-3「台帳登録の円滑化による保険者との連携強化」、1-4「保険者が実施する介護給付適正化事業の支援」、1-5「介護保険事業等への支援」、1-6「障害者総合支援事業等への支援」と、1-3から1-6まで4つの施策を項目立てしておりましたが、基本方針の中の表題が、今回表記させていただいています「介護給付適正化事業、障害者総合支援事業等への支援」となっていることから、1-3の表題を基本方針にあわせたものでございます。前回案で1-1から1-9までであった施策の表題については、1-1から1-6までに変更し、介護保険課の4つの施策は、具体的施策の1-3の中で、(1)から(4)までの取り組みとしております。

次のページになります。3-4のところです。前回案では「財政構造と費用負担の再考」と表記をしておりましたが、基本方針の表題にあわせて「団塊世代の後期高齢者医療制度等への移行に伴う」を加えて、修正をしたものでございます。いずれも計画・施策の内容そのものについての変更はございません。表題の統一、また他の施策と表記上の整合性をとるために修正をさせていただいたものでございます。申し訳ございませんが、ご了承のほどよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、1ページをお願いいたします。I「はじめに」では、策定の主旨と平成23年度から計画に基づく事業運営を行い、PDCAサイクルによる進捗管理と年度ごとに運営に関する委員会へご報告を行ってきたことなどを記載しています。本計画では(1)保険者等への事業運営の支援、(2)効率的・効果的な組織運営の確立、(3)新たな課題への的確な対応の3点を基本方針としています。

2ページをお願いします。II「保険者・連合会を取り巻く情勢」です。1「医療給付費と介護給付費の状況」では、国保・後期高齢の医療費、また介護給付費の状況を記載しています。医療費と介護給付費は今後も増加が推測されることから、本会としても医療費等適正化対策などへの取り組みが求められています。

次に、2「新国保制度の施行」。2ページから3ページにかけてになりますが、保険者における医療費適正化に向けた取り組みなど、さらなる事業運営の効率化が求められていることから、本会が求められている役割を記載いたしました。

次に、3「審査支払機関の改革」。3ページから4ページにかけてになります。規制改革推進会議などの議論経過から、審査業務の高度化・効率化に向けた厚生労働省と支払基金、また国保中央会と国保連合会の取り組みを記載しています。本会としても、審査の一層の充実への積極的な取り組みが求められています。

次に、4「ビッグデータ利活用によるデータヘルス改革と地域包括ケアシステムの構築」。4ページから5ページにかけてになります。厚生労働省などがデータヘルス改革の方向性を示し、保健医療データプラットフォームやICTインフラの構築、またオンライン資格確認や保健医療データの個人向け提供サービスの推進が検討されております。今後の連合会業務への大きな影響も考えられることから、さまざまな動きに的確に対応することが求

められています。

続いて、同じく5ページのⅢ「目指す方向と具体的施策」の1「基本理念」についてです。基本理念は第1期・第2期計画からの内容を引き継ぐもので、常に安価で、正確かつ付加価値の高いサービス提供に努め、今後とも保険者に信頼を得られる国保連合会を目指してまいります。

2「基本方針」の(1)「保険者等への事業運営の支援」では、①審査支払業務の充実・強化、②保健事業の支援。6ページをお願いいたします。③介護給付適正化事業、障害者総合支援事業等への支援、④保険者事務共同電算処理等事業の充実、⑤第三者行為損害賠償求償事務の充実、⑥新国保制度と都道府県の役割に対応する業務の強化、以上の項目に取り組んでまいります。

(2) 効率的・効果的な組織運営の確立では、①財源の確保、②簡素・効率的な組織体制の確立、③人材育成の推進に取り組んでまいります。

7ページをお願いいたします。(3) 新たな課題への的確な対応では、①審査支払機関改革への対応、②ビッグデータ利活用によるデータヘルス改革への取組、③地域包括ケアシステムの構築を支援する取組、④団塊世代の後期高齢者医療制度等への移行に伴う財政構造と費用負担の再考、以上の情勢に対応してまいります。

続いて、3「具体的施策」につきましては、基本方針に沿って実施主管課で取り組む具体的項目を、7ページから10ページにかけて記載したものとなっております。

10ページの中ほどをお願いいたします。Ⅳとしまして「計画期間と進捗管理」。1「経営計画の期間」については、国保連合会をとりまく環境が大きく変化していることを踏まえ、本会の事業内容や組織体制に大きく影響する要因に関しては、現時点で流動的であることから、2019年度から2021年度までの3年間としました。なお、社会情勢の課題に対しては、国や国保中央会の検討状況に応じて弾力的に対応するため、具体的施策の見直しを行い、経営計画に反映してまいります。

2「経営計画の進捗管理」は、PDCAサイクルによるチェックシートを作成し、各年度の進捗状況を的確に把握し、評価・改善を行ってまいります。計画(案)については、以上です。

続いて、資料2-2「第3期中期経営計画(案)の具体的施策」についてでございます。資料2-2をお願いいたします。時間の関係もございまして、作成例として1つの計画を紹介させていただきます。

1ページをお願いいたします。基本方針1「保険者等への事業運営の支援」としまして、計画ナンバを1-1、計画名称「審査支払業務の充実・強化」。(1)実施主管課については、業務部となっております。第2期計画の取り組みでは、業務処理の見直しなどから、より精度の高い処理を維持できたと総括をしております。現状と課題では、基幹業務である診療報酬等審査支払業務は、さらなる高度化・効率化に取り組む必要があると分析をし、取り組みと解決策において、①審査業務については審査管理課との連携、または職員スキルの向上による、質の高い審査事務共助を行うこと。②支払業務については、正確を維持し、よりクオリティーの高い処理改善などに取り組みこととしております。年度別計画では3年間の継続した取り組みとしておりますが、年度ごとに進捗管理を行ってまいります。

あと、2ページ以降の各施策につきましても、基本方針に基づき、実施主管課で計画の達成のため、具体的に取り組む項目を年度別に計画したものとなっております。

なお、第3期の計画では、3つの基本方針に沿って、13の具体的施策、20の計画を設けております。説明については、以上となります。よろしくをお願いいたします。

議長

それでは、事務局からの提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。ご質問、ご意見等ございませんか。

ご質問、ご意見等がないようですので、ただいまの議案第1号につきましては、原案のとおり決定して、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

ありがとうございます。ご異議なしとの声ですので、本案件は、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第2号から議案第7号までの6案件について、事務局からの提案理由の説明を求めたいと思います。よろしくをお願いします。

事務局

引き続きまして、25ページをお願いいたします。議案第2号「大阪府国保連合会における理事会議事録の公表について」、下記のとおりお諮りするものでございます。実施時期としまして、平成30年度第3回理事会から。理由といたしまして、医療保険制度等が公費と保険料(税)によって成り立っている公益性の高い制度であることを踏まえ、議事録の公開を検討するよう、厚生労働省から要請があったためでございます。

続きまして、27ページをお願いいたします。議案第3号「大阪府国保連合会職員給与規則の一部を改正する規則」を、次のとおり定めるものでございます。29ページから32ページをお願いいたします。平成30年8月の人事院勧告に基づきまして、給料表を改定するものでございます。給与を職員1人当たり0.22%、685円の引き上げ、平成30年4月1日から適用するものでございます。同様に、平成30年4月1日から、勤勉手当は100分の90を100分の95に改め、既に支給済みの平成30年度分については、12月の勤勉手当を100分の95として調整するものでございます。また、平成31年度から、地域手当率を現行の10%から11%に改定するものです。33ページから35ページにつきまして、新給料表となっております。

続きまして、37ページをお願いいたします。議案第4号「大阪府国保連合会職員通勤手当支給規則の一部を改正する規則」を、次のとおり定めるものでございます。39ページをお願いいたします。第2条第2項の3号、下線部。条文中の文字修正を行うものです。この規則は平成31年2月16日から施行となります。

続きまして、41ページをお願いいたします。議案第5号「大阪府国保連合会事務局組織規則の一部を改正する規則」を、次のとおり定めるものです。43ページから44ページにわたっております。主に、条文中の文字修正を行うものとなっております。45ページをお願いいたします。左側、改正後の第7項の3号(ロ)の下線部です。後期高齢者医療にかかるあはき療養費代理受領払いの業務処理について、業務第4課へ移管するものです。この規則は平成31年4月1日からの施行となります。

続きまして、47ページをお願いいたします。議案第6号「大阪府国保診療報酬審査委員会の規程の一部を改正する規程」を、次のとおり定めるものでございます。49ページをお願いいたします。左側、改正後の「審査委員の担当」、第10条の新設となります。厚生労働省から、規程例の改正通知を受けまして、審査委員の担当について、みずから開設・従事している医療機関や薬局を除き、また、一定期間ごとに改めることとする規程を追加す

るものです。この規程は平成 30 年 10 月 2 日からの適用となります。

51 ページをお願いいたします。議案第 7 号「大阪府国保連合会障害者総合支援市町村等事務共同処理業務規則の一部を改正する規則」を、次のとおり定めるものです。53 ページから 54 ページについては、条文中の法律・規則等の記載において、法律番号等を追加するものです。55 ページをお願いいたしまして、こちらは、市町村等事務共同処理業務委託に関する届の障害児給付費の様式において、「児童福祉法に規定する基準該当通所支援及び基準該当障害児相談支援に係る市町村等事務共同処理業務」の文言を、「児童福祉法に係る市町村等事務共同処理業務」に修正するものです。この規則は平成 31 年 2 月 16 日からの施行となります。以上となります。よろしくをお願いいたします。

議長

事務局からの提案理由の説明がありました。質疑に入ります。ご質問、ご意見ございませんか。

ご質問、ご意見等がないようですので、ただいまの議案第 2 号から 7 号までの 6 案件につきましては、原案のとおり決定して、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

ありがとうございます。ご異議なしとのことですので、本 6 案件は、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第 8 号のうち、報告事項 1 から 2、及び議決事項 1 から 6 までの 8 案件について、事務局に提案理由の説明を求めます。よろしくをお願いします。

事務局

引き続きまして、57 ページをお願いいたします。議案第 8 号「大阪府国保連合会第 2 回通常総会」に次の案件を付議するものでございます。何分多ページにわたりますので、別冊の資料でご説明させていただきます。

おめくりいただきまして、目次をご覧ください。報告事項 1 から 2 につきましては、先ほどの理事会議案における報告第 4 号及び報告第 5 号に関連しまして、国保法の規定に基づき、総会においても同様に報告を行うもので、ここでのご説明は省略させていただきます。

別冊の 17 ページをお願いいたします。議決事項 1 「平成 30 年度の各会計における繰越明許費について」、次のとおり定めるものでございます。繰越額、1 「一般会計」、管理用端末調達事業 226 万 8 千円。2 「診療報酬（業務勘定）」、受付システム端末調達事業 654 万円、保険者端末一括調達事業 2 億 8,046 万 4 千円。3 「後期高齢（業務勘定）」、受付システム端末調達事業としまして 654 万円となります。18 ページをお願いいたします。会計科目ごとの明細と理由となります。これらの調達につきましては、入札を実施いたしましたが、法人用の PC が枯渇している状況による入札の不成立となっております。また、販売開始時期のずれ込みによりまして、年度内において動作検証等を実施し、購入することが困難になったためとなっております。

19 ページをお願いいたします。2 「大阪府国保連合会における総会議事録の公表について」。理事会議案第 2 号と同様の理由によりまして、総会においても下記のとおりお諮りするものでございます。実施時期については、平成 30 年度第 2 回通常総会からとなります。

21 ページをお願いいたします。「大阪府国保連合会診療報酬審査支払特別会計（公費負担医療に関する診療報酬支払勘定）補正予算（第1号）について」。公費支払勘定における概算交付金運用収入を業務勘定へ繰出金として繰り出しするにあたりまして、予算の不足が見込まれるため、歳入歳出予算の総額にそれぞれ91万円の増額補正をお願いするものでございます。24 ページ、25 ページをお願いいたします。歳入では、概算交付金運用収入の増額と、26 ページ、27 ページについては、歳出で診療報酬業務勘定への繰出金の増額を計上しております。

続きまして、29 ページをお願いいたします。4「大阪府国保連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計（公費負担医療に関する診療報酬支払勘定）補正予算（第1号）について」。先ほどの議決事項3と同じく後期についても、公費支払勘定における概算交付金運用収入を業務勘定へ繰出金として繰り出すにあたりまして、予算の不足が見込まれております。歳入歳出予算の総額にそれぞれ24万9千円増額補正をお願いするものでございます。32 ページ、33 ページの歳入では、概算交付金運用収入の増額と、34 ページ、35 ページ、歳出で後期高齢者医療業務勘定への繰出金の増額を計上しております。

37 ページをお願いいたします。5「大阪府国保連合会介護保険事業関係業務特別会計（業務勘定）補正予算（第1号）について」。介護保険法の改正によりまして、市町村が厚生労働大臣に対して、要介護認定等情報を提供することが義務づけられておりまして、本会が大阪府内市町村分の取りまとめを行いまして、国保中央会を經由して厚生労働省に提出することによる委託料を受け入れるためとなります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ28万5千円増額補正をお願いするものです。40 ページ、41 ページの歳入では、目に「要介護認定等情報経由業務委託費」を新設いたしまして、42 ページ、43 ページでは歳出で、委託料として電算委託料を計上しております。

45 ページをお願いいたします。6「大阪府国保連合会介護保険事業関係業務特別会計（介護給付費等支払勘定）補正予算（第1号）について」でございます。各保険者の判断によりまして、介護予防訪問看護サービスと介護予防通所介護サービスについて、介護予防・日常生活支援総合事業へのサービス移行としておりましたが、平成30年度から全保険者のサービス移行となったため、歳入歳出予算の総額にそれぞれ35億9千万円の増額の補正をお願いするものです。48 ページ、49 ページ。歳入では、介護予防・日常生活支援総合事業費の受入金としまして、50 ページ、51 ページでは、歳出で支出金としてそれぞれ計上しております。以上となります。よろしくをお願いいたします。

議長

それでは、事務局からの提案理由の説明がありましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見ございませんか。ご質問、ご意見等ございませんか。

ないようですので、ただいまの、報告事項1から2、及び議決事項1から6までの8案件につきまして、第2回通常総会に付議することとして、ご異議ございませんか。

（異議なし）

議長

ありがとうございます。ご異議なしとのことですので、本8案件は、原案のとおり、第2回通常総会に付議いたします。

次に、議案第8号のうち、議決事項7から議決事項17までの11案件について、事務局に提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第8号の議決事項7をご説明させていただきます。恐れ入りますが、着座にてご説明させていただきます。

引き続き、別冊の53ページをご覧ください。議決事項7「平成31年度大阪府国保連合会事業計画」を、次のとおり定めます。

55ページをご覧ください。基本方針でございます。第1段落で、平成29年度の概算医療費は、高齢化の進展や医療の高度化の影響を受け、前年度から2.3%増の42.2兆円となりました。国保の医療費は、被保険者数の大幅な減少により11.3兆円と、前年度から2.2%減少していますが、1人当たりの医療費は増加傾向にあります。

このように医療費が増大する中、医療保険制度の維持・充実に向けては、医療費の適正化や健康増進への取り組みが極めて重要となります。国保連合会では、保険者努力支援制度に対応した保健事業の取り組み強化など保険者支援に努め、さらに審査支払機関改革やデータヘルス改革、地域包括ケアシステムの構築など、さまざまな課題に的確に対応する必要があります。こうした情勢を踏まえ、本会では質の高い審査支払業務の維持、向上に取り組み、特に審査業務では、医療費適正化に向け、高度化・効率化を推し進めます。また、10月からのあはき療養費にかかる審査支払業務の円滑な実施に向けた取り組みを行います。

保健事業では、国保データベースシステムの活用を進め、保険者のデータヘルス推進への取り組みを支援します。保険者事務共同電算処理等事業や第三者求償事務などの共同処理事業では、保険者ニーズを踏まえ、保険者支援の充実に努めます。

また、介護保険事業や障害者総合支援事業では、介護給付適正化事業の支援や、適正な障害介護給付費等の審査業務を実施してまいります。

平成31年度から、第3期中期経営計画がスタートします。「保険者等への事業運営の支援」、「効率的・効果的な組織運営の確立」、「新たな課題への的確な対応」を基本方針とし、安価で、正確かつ付加価値の高いサービスの提供に努めてまいります。

56ページをご覧ください。重点目標でございます。中期経営計画における基本方針を重点目標としております。先ほどの基本方針におきまして、56ページの1から5までを述べさせていただきましたので、57ページの(6)以降についてご説明をさせていただきます。

57ページの1番上の(6)新国保制度と都道府県の役割に対応する業務の強化では、大阪府のプラットフォーム事業にかかる国保被保険者同意者資格突合情報等のデータ提供の円滑な実施や、大阪府の給付点検等業務について適切に対応していきます。

2「効率的・効果的な組織運営の確立」、(1)財源の確保では、審査業務のさらなる高度化・効率化など、財源確保のため審査支払業務等の非課税化に向けて取り組みます。(2)簡素・効率的な組織体制の確立では、効率的・効果的な事業運営に組み込み、安定した組織運営を確立します。(3)人材育成の強化では、スキルアップを図るとともに、知識継承に向けた体制づくりに努めます。

3「新たな課題への的確な対応」、(1)審査支払機関改革への対応では、「国保審査業務充実・高度化計画」の実施に向けて取り組みます。また、保険者等への負担増加を招かないことを基本に適切に対応していきます。(2)ビッグデータ利活用によるデータヘルス改革への取組では、2020年度のデータヘルス改革の稼働に向け、保険者への情報提供や提案などによる保険者支援や費用・スケジュールなどを見定め、適切に対応していきます。

58ページをご覧ください。(3)では、KDBシステムの活用や機能拡充などにより、市町村の地域包括ケアシステムへの取り組みを支援していきます。(4)団塊世代の後期高

年齢医療制度等への移行に伴う財政構造と費用負担の再考では、国保被保険者数が減少し、後期・介護の対象者が増大することによる会計間のバランス調整が必要となることから、会計間での資金融通が可能となる仕組みの実現に向け、費用負担の考え方の検討を進めていきます。

59 ページからは事業計画としまして、取り組む業務の内容を記載させていただいております。概ね前年度からの継続事業ですが、62 ページをご覧ください。62 ページの一番下の 8 「大阪府保険者協議会」につきまして、事務局につきましては、厚生労働省から都道府県のガバナンス強化の観点から、都道府県単独、または国保連合会と共同で担うと示されておりましたが、大阪府と協議した結果、共同で担当することといたします。私からは以上でございます。引き続き、担当部長が説明をいたします。

事務局

67 ページになります。議決事項 8 「平成 31 年度大阪府国保連合会負担金及び手数料について」です。この議決事項 8 から議決事項 17 「一時借入金の借入れについて」までは、変更点及び増減理由などを要約したものを資料としまして、資料 3 として別にお手元にご用意させていただいておりますので、こちらでご説明をさせていただきます。

資料 3、2 ページになります。「平成 31 年度予算等の概要」、「平成 31 年度負担金及び手数料等」です。「国民健康保険・後期高齢者医療事業」、第 1 「編成方針」ですが、この方針は介護保険、障害者総合支援を含むすべての事業にかかる編成方針となっております。平成 31 年度におきましても継続的な経費節減努力、効率的な事業実施により、歳出削減に努めてまいります。2020 年度の各種のシステム更改予定を視野に、その前年度である平成 31 年度は、システムの安定稼働に向けた予算の執行を行います。会員負担金、各種手数料は本体部分につきましては据え置きとしますが、10 月からの消費税等の増税に伴い、手数料については相当額を改定させていただきます。

第 2 「負担金及び手数料単価」です。今年度との主な変更点のみ説明をさせていただきます。(1) 負担金、⑤大阪府国保データベースシステム負担金 363 万円を新設しております。(2) 手数料については、表記を 9 月審査・処理までと 10 月からの二段表記にしておりますが、消費税等の改定については、国でまだ改定が確定されておられませんので、延期となった場合につきましては、9 月までの単価を適用させていただきます。これは、介護・障害とも同様です。

1) 国保手数料、①審査支払手数料の会員手数料。中ほどの※、ただし書き。9 月審査分までの暫定単価 43 円、10 月審査分から 43 円 80 銭。最後のあはき療養費審査支払手数料 169 円を新設しております。

3 ページです。⑦国保情報集約システム手数料は、今年度からですが、被保険者数によって試算するため、現行 54 円を 9 月委託分まで 56 円 49 銭としております。2) 後期高齢者医療手数料です。①審査支払手数料の最後です。あはき療養費審査支払手数料 169 円、④保健事業等保険者支援手数料の K D B システムランニング経費 901 万円を新設しております。

4 ページ、5 ページの別紙 1、別紙 2 につきましては、保険者事務共同電算処理等事業手数料、事務代行手数料を記載しております。

6 ページ、7 ページをお願いいたします。「介護保険事業」です。第 1 「編成方針」は、先ほどの説明となります。第 2 「手数料単価」については、(1) 審査支払手数料、(2) 保険者事務共同処理事務手数料、7 ページの (3) 第三者行為求償事務手数料とも、本体手数料はすべて現行通りです。

8 ページです。「障害者総合支援事業」です。第1「編成方針」は、先ほどの説明となります。第2「手数料単価」については、(1) 給付費等審査支払手数料、(2) 市町村等事務共同処理手数料とも、本体手数料はすべて現行通りです。

9 ページをお願いいたします。「平成31年度大阪府国保連合会一時借入金」です。本会の各会計に資金不足が生じた場合、銀行から借入れることができる限度額につきましては、規則に基づき、総会で承認を得ることとなっておりますので、会計勘定ごとに記載のとおりお諮りをするものです。

次に、11 ページをお願いいたします。「平成31年度予算(案)の概要」です。全会計関連についてです。

12 ページをお願いします。平成31年度、平成30年度予算の増減額につきまして、主な理由を抜粋して説明させていただきます。一般会計です。平成31年度一般会計の予算額は、合計欄になりますが14億7,900万円、増減額2億6,400万円の増となっております。

歳入です。主な収入である、1「負担金」は、新たに大阪府からのKDBシステム負担金を計上したこと等による400万円の増額。2「国庫支出金」は、KDB機器更改等にかかる補助金2,500万円の増額を見込んでいます。5-1「繰入金」は、各会計に共通する経費を同会計に計上し支出するもので、他会計から繰り入れております。平成31年度は、今年度のネットワーク更改費用を減額し、職員端末のリプレイスと、KDBシステム機器更改費用を計上し、1億5千万円の増額を見込んでいます。5-2「積立金繰入金」ですが、国保手数料の激変緩和と後期と介護のシステム更改費用に充てるため、安定運営資金積立金を取り崩し、繰り入れるため、7,300万円の増額を見込んでおります。7「諸収入」は、大阪府ヘルスアップ支援事業等委託料を計上し、大阪府からの委託料として1,300万円の増額を見込んでおります。

13 ページの歳出です。2「総務費」は、他会計から繰入金として受ける職員端末のリプレイス費用などの共通経費を計上したことにより、7,100万円を増額しております。なお、地域手当の1%の改定分はこの総務費に含んでおり、以後の特別会計においても同様です。3「事業費」は、KDBシステム機器更改費用を計上したことにより、8,100万円の増額を見込んでおります。6-1「諸支出金」は、国保中央会のKDB負担金の増額改定により、2,100万円の増額を見込んでおります。6-2「繰出金」は、歳入で取り崩した安定運営資金積立金を、国保手数料の激変緩和などに充てるために、備考欄の各業務勘定、国保・後期・介護へ繰り出すもので、5,800万円の増額を見込んでおります。

14 ページをお願いいたします。「債務負担行為」です。外部監査の委託費用につきましては、2020年度にまたがるため、債務負担行為を設定し、限度額330万円を計上するものです。

15 ページです。「退職金特別会計」です。予算額合計は4億1,800万円を計上しております。歳入です。2「繰入金」は、向こう5年間の定年退職者分の範囲内で積み立てるために各会計から繰り入れるもので、定年退職者数の減により減額となっております。歳出についても、定年退職者数の減により減額となっております。

17 ページです。お願いします。国保・後期関連会計の業務勘定等についてです。

18 ページです。「診療報酬審査支払特別会計(業務勘定)」です。平成31年度予算額は55億7,300万円、増減額マイナス1億3,900万円となっております。歳入です。1「手数料」は、10月からの消費税等の増税、暫定単価の引き上げ分と、新たなあはき療養費手数料を計上しますが、1「審査支払手数料」は、被保険者数の減による取扱件数の減を見込み、2,300万円の減額。2「共同処理手数料」は、医療費通知、後発医薬品差額通知書作成にかかる委託保険者数の増加を見込み、1億7,200万円の増額を見込んでおります。6「繰

入金」は、平成 30 年度に保険者端末の更改にかかる経費を充てる費用を計上していたことなどにより、3 億 4,300 万円の減額を見込んでおります。

19 ページの歳出です。1「総務費」は、オンライン請求システム機器更改にかかるネットワーク再構築及びあはきの審査支払業務にかかる費用を計上し、平成 30 年度の保険者端末更改費用を減額し、増減額マイナス 7,700 万円を見込んでおります。

6 - 2「繰出金」は、職員端末のリプレイス等に伴う、一般会計繰出金 5,300 万円の増額を見込んでおります。

20 ページをお願いします。「債務負担行為」です。被保険者証作成業務は、保険者さんの意向調査から業者選定まで、また、テスト等の期間を十分に確保するために、年度早々に着手する必要があるため、2020 年度業務を債務負担行為とし、限度額 1,100 万円を計上するものです。

21 ページです。「国保診療報酬支払資金貸付金勘定」です。保険者さんにおきまして、診療報酬の支払資金不足が生じたときに貸し付けを行うための会計で、480 億 4,100 万円を計上しています。

22 ページです。「後期高齢者医療事業関係業務特別会計（業務勘定）」です。予算額は合計欄になりますが 40 億 9 千万円で、増減額マイナス 1 億 500 万円となっております。

歳入です。1「手数料」は、レセプト取扱件数等の増、10 月からの消費税等の増税と、新たなあはき療養費手数料の増を計上し、増減額 1 億 4,700 万円の増を見込んでおります。

4「繰入金」は、システム更改に充てるため、安定運営資金積立金の取り崩し額を一般会計から繰り入れる等の増額を見込みますが、平成 30 年度の事務代行機器更改費用の減によりまして、増減額マイナス 2 億 6,600 万円を見込んでおります。

23 ページをお願いします。歳出です。1「総務費」は、後期高齢者医療請求支払システムの更改、あはき療養費審査支払業務にかかる費用等を計上し、事務代行機器更改費用を減額し、増減額マイナス 3 億 5 千万円を見込んでおります。4「積立金」は、財政調整基金積立資産を積立上限額まで計上し、1 億 1,300 万円の増額を見込んでおります。

24 ページをお願いいたします。「特定健診（業務勘定）」です。予算額は合計欄になりますが 4 億 2 千万円で、増減額 1 億 7 千万円の増となっております。

歳入です。1「手数料」は、後期高齢者の健診及び後期高齢者の歯科健診等の取扱件数の増、10 月からの消費税等増税を計上し、3 千万円の増額を見込んでおります。2「国庫支出金」は、特定健診データ管理システム更改にかかる補助金を計上し、5,300 万円の皆増を見込んでおります。

25 ページです。歳出です。1「総務費」は、連合会独自のサーバー及び特定健診データ管理システム更改にかかる費用及び後期高齢者医療にかかる歯科健診のデータパンチ等の作業費の増を計上し、1 億 3,800 万円の増額を見込んでおります。

26 ページをお願いします。「債務負担行為」です。特定健診受診券作成等業務は、年度早々に実施する必要があるため、債務負担行為を設定し、限度額 900 万円を計上するものです。以上です。よろしく申し上げます。

事務局

私も予算の概要でご説明をさせていただきます。座らせていただきます。

27 ページでございます。国民健康保険・後期高齢者医療事業関連会計（支払勘定）について、ご説明いたします。この支払勘定につきましては、保険者様からお預かりしております診療報酬等を歳入としております。この財源をもとに医療機関にお支払いをし、こちらを歳出としております。いわゆる通り抜け会計でございます。予算編成にあたりまして

は、年度途中で不足となりませんように、「月額予想額×13 か月」と多少多めに予算計上させていただいております。

それでは、28 ページをお願いいたします。「平成 31 年度診療報酬審査支払特別会計（診療報酬支払勘定）予算（案）」でございます。歳入 1 「国保診療報酬等受入金」、7,991 億 4 千万円、前年比マイナス 5.36%で、453 億の減額でございます。これは、後期高齢者医療制度への移行及び平成 28 年 10 月から短時間労働者の社会保険への適用が拡大されたことによる被保険者数の減少を見込み、減額としております。次に、2 「出産育児一時金等受入金」、49 億円。前年比で 1 億 900 万円の減額でございます。これは、出生率の低下による減額でございます。歳入歳出ともに合計 8,041 億 5 千万円、前年比 454 億 1 千万円の減額でございます。

29 ページをお願いいたします。「公費負担医療に関する診療報酬支払勘定」でございます。歳入 1 「公費負担医療受入金」、386 億 9,500 万円、39 億 5 千万円の減額でございます。こちらも国保と同様に被保険者数の減少を見込み、減額としております。3 「指定公費負担医療受入金」、2,600 万円。前年比でマイナス 51.22%、2,730 万円の減額でございます。これは、指定公費受給対象者が 75 歳となり、後期高齢者医療への移行が終了するため、減額としております。歳入歳出ともに合計 407 億 850 万円、99 億円の減額としております。

30 ページをお願いいたします。後期高齢者医療の「診療報酬支払勘定」でございます。歳入 1 「後期高齢者医療診療報酬受入金」、1 兆 4,696 億 4 千万円。前年比 274 億 3,169 万円の増額でございます。これは、逆に高齢者医療の被保険者数の増加及び医療技術の革新等による治療機会の拡大等によりまして、増額を見込みとしております。歳入歳出ともに合計 1 兆 4,696 億 1 千万円を計上しております。

31 ページをお願いいたします。後期高齢者の「公費負担医療に関する診療報酬支払勘定」でございます。歳入 1 「公費負担医療受入金」は、174 億 3 千万円。前年比プラス 8 億 5 千万円の増額でございます。これは、やはり受給者の増加を見込んだものでございます。

32 ページをお願いいたします。「平成 31 年度特定健診・特定保健指導等事業特別会計（支払勘定）」でございます。歳入といたしまして、1 「特定健診・特定保健指導等費用受入金」、39 億 800 万円。前年比 3,404 万円の増額としております。これは、消費税等の増額による契約単価の引き上げによるものでございます。歳入歳出ともに合計 39 億 873 万円を計上しております。

33 ページをお願いいたします。「後期高齢者健診等費用支払勘定」でございます。歳入 1 「後期高齢者健診等費用受入金」、23 億 6 千万円。前年比プラス 1 億 6 千万円の増額でございます。取扱件数の増加と消費税等の増税による契約単価の引き上げによるものでございます。

最後、34 ページをお願いいたします。「第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業特別会計予算」でございます。これは、損害保険会社からの入金額を受入金とし、保険者様へのお支払い額を支出という形で計上させていただいております。歳入 1 「損害賠償金受入金」、19 億 7 千万円。前年比 2 千万円の増額としております。歳入歳出とも合計 20 億 2,300 万円で、前年比プラス 2 千万円の増額としております。私からは以上でございます。

事務局

続きまして、介護保険・障害者総合支援関係関連会計予算でございます。

36 ページをお願いいたします。「介護保険事業関係業務特別会計（業務勘定）」でございます。2019 年度予算額合計欄で 51 億 3,018 万円。前年度より 4 億 1,191 万円の増額でございます。

内訳としまして、歳入 1 - 1 「審査支払手数料」につきまして、10 億 3,322 万円を計上しており、取扱件数の増及び 10 月からの消費税増額による単価の引き上げを見込み、増額としております。1 - 2 「電子証明書発行手数料受入金」、こちらも 3,338 万円を計上しております。2019 年度につきましては、事業所の更新年にあたらないため、655 万円ほど減額しております。6 - 1 「積立金繰入金」でございまして、備考に記載しております財政調整基金積立資産 9,642 万円を、平成 30 年度末に全額を取り崩して歳入としております。その下の「減価償却引当資産」、「電算処理システム導入作業経費積立資産」、こちらは、システム導入費用及び固定資産取得支出に充てるため取り崩しを行い、繰り入れとし、2019 年度のシステム更改に充てるべく 3 億 6,293 万円の増で、5 億 8,389 万円の積立額繰入金でございまして、6 「繰入金」につきまして、こちらもシステム更改に充てるため、安定運営資金積立金 4,001 万円を一般会計にて取り崩しを行い、介護の業務勘定で繰り入れるものでございまして。

37 ページは、歳出になっておりまして、内訳は 1 - 1 「審査支払管理費」、7 億 9,977 万円を計上しており 3 億 1,628 万円の増額で、1 - 3 「共同処理管理費」も 2 億 586 万円を増額しております。審査支払及び共同処理管理費の増額につきましては、システムの更改、端末リプレイス等による増額でございまして、システムの更改、端末リプレイス等による増額でございまして、4 「国保中央会負担金」で、2020 年度の新システムの開始に向け、2019 年度は新システムの併行稼働が発生いたしますので、5,778 万円増額の 2 億 9,820 万円の中央会への負担金でございまして、7 「積立金」でございまして、こちらも備考欄です。積立資産の規則に基づき、積み立てるものでございまして、備考欄の財政調整基金積立資産として、2019 年度手数料の 10%、1 億 323 万円を積み立てております。減価償却引当資産につきましては、平成 29 年度及び平成 30 年度の積み立てで積立金がほぼ満たされてきているために大幅に減額しまして、積立金総額 9,513 万円を減額しました 1 億 9,300 万円としております。9 - 2 「繰出金」につきましても、こちらも増額。職員端末のリプレイスにより、一般会計繰出金を増額しております。以上、介護保険の業務勘定でございまして。

38 ページは、介護保険の「支払勘定」になっております。2019 年度予算合計で 7,571 億 5,580 万円、7 億 8,004 万円の増額でございまして、歳入の内訳としまして、「介護給付費受入金」、前年度より 68 億 1,100 万円の減額ですが、昨年に引き続き介護予防訪問看護及び介護予防通所介護が介護予防・日常生活支援総合事業のサービスに移行しているための減額でございまして、2 「介護予防・日常生活支援総合事業受入金」につきましては、前述のとおり、介護給付費からの移行により増額ですが、平成 30 年度につきましては、250 億円の予算としておりましたが、実際の見込額は予想額を上回る状況でございまして、このため介護給付費からの移行分含め、前年度より 75 億 9,100 万円を増額しております。歳出につきましては、支払勘定通り抜け予算となっているため、歳入歳出同額としております。

39 ページにつきましては、介護の「公費負担医療に関する支払勘定」でございまして、合計で 140 億 2,294 万円、前年度比 5 億 3,714 万円の増額でございまして、この増額につきましては、1 「公費負担医療受入金」の中に、主に生活保護の取扱件数が増加しております。そのため受入金を増額しております。歳出に関しても同額で、以上が介護保険の予算でございまして。

40 ページをお願いいたします。続きまして、「障害者総合支援の予算」でございまして、業務勘定。歳入合計額 5 億 3,532 万円、1 億 1,635 万円の増額でございまして、1 - 1 「給付費支払手数料」に関しましては、3 億 2,640 万円を計上しております。取扱件数の増、それから消費税の増額に伴って増額としております。1 - 2 「電子証明書発行手数料」、こちらも介護と同様に 3 年更新にあたらないため、40.71%と大幅な減額をしている次第でございまして。

ございます。4「繰入金」、こちらは2019年度につきまして、2020年度システム更改に向けた準備に充てるため6,505万円。前年度比128%大幅に増額した1億1,590万円の繰入金でございます。6「諸収入」の減に関しましては、先ほども述べました電子証明書発行が減少となりますので、それに伴う中央会から入ってきます委託金の減少によるものでございます。

41 ページの歳出でございまして、1-1「審査支払管理費」、2億2,233万円。7,556万円の増額でございます。こちらシステムの変更、端末のリプレイスによる増額でございます。2「国保中央会負担金」、こちら介護と同様に2020年度の新システム開始に向け、2019年度は新システムの併行稼働が発生いたしますので、2,495万円増額しました中央会の負担金でございます。3「積立金」、こちら財政調整積立資産。2019年度の手数料の10%、3,264万円を積み立て、減価償却引当資産につきましても、介護と同様に平成29年度及び平成30年度の積み立てで積立金がほぼ満たされてきているため、減額し、合計で5,503万円としております。

42 ページをお願いいたします。こちら、障害介護給付費の「支払勘定」でございます。合計額で2,294万7,910万円。前年度比から203億9,972万円の増額でございます。内訳として、障害介護給付費204億円増額しておりますが、障害福祉サービス全体で取扱件数が増加しておりまして、特に就労移行支援等の利用者が増加しており、それに伴う取扱件数がさらに増えるとの考えの増額でございます。

43 ページは、障害児の「支払勘定」になっております。合計額504億2,173万円でございます。歳入内訳としまして、1「受入金」、7億9,004万円の増額ですが、こちらにつきましても、児童発達支援・放課後等デイサービスを利用している障害児が増加しておりまして、取扱件数の増を見込んでおります。こちらにつきましても、通り抜け予算のため、歳入歳出合計額が同額となります。以上、障害者総合支援の予算でございます。よろしくお願いいたします。

議長

事務局からの提案理由の説明がありました。質疑に入ります。ご質問、ご意見ございませんか。

ご質問、ご意見がないようですので、ただいまの、議決事項7から議決事項17までの11案件につきまして、第2回通常総会に付議することとして、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

ありがとうございます。ご異議なしとのことですので、本11案件は、原案のとおり、第2回通常総会に付議いたします。

次に、議案第9号について、事務局に提案理由の説明を求めます。

事務局

議案書の一番後ろの59ページをご覧ください。薄いほうの議案書になります。議案第9号でございます。「平成30年度大阪府国保連合会第2回通常総会」を、次のとおり招集します。

1. と き 平成31年2月27日(水曜日)午後2時から
2. ところ 本会3階会議室

以上、よろしくお願いいたします。

議長

事務局からの提案理由の説明が終わりました。何か質疑ありますか。ありませんか。ないようですので、ただいまの議案第9号につきましては、原案のとおり決定して、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

ありがとうございます。ご異議なしとのことですので、本案件は、原案のとおり、決定いたします。

それでは、以上で、本理事会における提出議案の審議は、すべて終了いたしました。本日は、長時間にわたるご審議をいただき、誠にありがとうございます。

これをもちまして、本理事会を閉会いたします。

事務局

すみません。事務局から1点ご連絡をさせていただきたいと思います。

3月に入りましたら、積立金などにつきまして、書面の理事会を開催したいと存じます。後日ご案内をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

議長

ほかにないですね。皆さん、ご苦労さまでございました。

閉会時刻 午後3時30分